

名古屋市ごみ焼却炉談合

77.7億返還を

市に住民監査請求

名古屋市が平成9年に発注した猪子石清掃工場、平成10年に発注した五条川清掃工場について、2006/6/28 公正取引委員会が談合だと「審決」を出したことをうけ、名古屋市は損害額(少なくとも契約金額の20% 合計77億7千万円)を契約業者に請求するよう、名古屋市民オンブズマンが住民監査請求を06/7/18に行いました。

公取が談合と認定

公正取引委員会は、焼却炉談合について全国で60件(契約金額9,260億円)を談合だと認定しました(2006/6/28 公正取引委員会の審決)が、談合だとされた5社(三菱重工業、日本鋼管(現JFEエング)、日立造船、川崎重工業、タクマ)は審決を不服として争っておりま

各オンブズは勝訴

各地の市民オンブズマンは、談合で自治体が損害を受けたとして上記60件のうち17件(契約金額478億8727万円)を対象に住民訴

訟を起こしております。(東京4件と横浜2件はまとめて提訴したため事件としては13件)。2006年7月現在、1審判決の勝敗は5勝1敗となっております。勝訴した5件の中で、市長が損害賠償していないのは違法と裁判所が判断したのは、4件(京都市、福岡市、多摩環境組合、横浜市)です。

過去の請求は却下

名古屋市の2件(猪子石清掃工場、五条川清掃工場とも落札は100%)に関し、名古屋市民オンブズマンは2000年5月8日に住民監査請求を行いました。同年7月6日に談合が行われたと認められていないという理由で棄却され、その後、支払の差し止めを求めた住民訴訟も「支払がまだ済んでおらず、回復困難な損害が発生していない」との理由で2001年7月6日に却下されております。

うやむや防止を

名古屋市民オンブズマンは、すでに名古屋市が焼却炉メーカーに支払を終えたこと、さらに公正取引委員会の審決がでたこと、各地の住民訴訟で相次いで勝訴して

いることから再度住民監査請求を行うことを決めました。名古屋市が、談合業者に損害賠償請求をせずうやむやにしてしまわないよう、自治体に確認を求める意味が込められております。

他自治体にも影響

なお、この住民監査請求は、談合と公取が認定した60件のうち、まだ訴訟となっていない42件に対して影響があると考えます。

報道では、06/7/21に共産党市議・町議らが海部地区環境事務組合へ49.98億円返還を求める住民監査請求を行い、06/7/24に日進市議・三好町議4人が尾三衛生組合に18.54億円返還を求める住民監査請求を行ったといひます。これで、愛知県内の焼却炉談合のうち、住民監査請求がされていないのは一宮と新城のみとなりました。

また、06/6/29には名古屋市の06/7/24には新城市が談合業者に賠償を検討していると報道されました。まずは自発的に各自治体が談合業者に対して損害を請求することを望みます。(内田隆)

全国市民オンブズマン福岡大会 9/16-17

行政の姿が見えますか? ~ 民営化の透明度を検証しよう ~

2006/9/16(土)-17(日)に福岡市都久志会館で行われる第13回全国市民オンブズマン大会のテーマが「行政の姿が見えますか? ~ 民営化の透明度を検証しよう ~」に決まりました。記念講演を、

元宮城県知事の浅野史郎氏に行ってください。また、「自治体の外郭団体随意契約、丸投げ調査」「指定管理者調査」「全国落札率調査」「包括外部監査通信簿」「大阪問題報告」「議会改革」「談合追

及」「情報公開」「警察問題」など盛りだくさんの内容となっております。

参加希望の方は、事務局まで FAX (052-953-8050) を。

日程: 名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ

2006年8月以降

月	日	曜日	時間	行事・裁判・催し	場所
8	8	火	13:30	名古屋市焼却炉住民監査請求意見陳述	名古屋市監査委員事務局
8	21	月	11:00	愛知県内各市口利き記録制度調査発表	愛知県庁記者クラブ
9	13	水	10:30	自民党名古屋市議団政務調査費住民訴訟	名古屋地裁民事9部
9	16,17	土、日		全国市民オンブズマン福岡大会	福岡市 都久志会館

* 毎週火曜日午後6時半から例会・火曜会を弁護士法人リブレ(大津橋南100m東側、リブル6F)で開いています



名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ機関誌
1995年10月25日第1号発行
事務局：名古屋市中区丸の内 3-6-41
リブル6階 弁護士法人リブレ内
tel:052-953-8052 fax:052-953-8050

名古屋地裁 自民党名古屋市議団政務調査費訴訟

選挙前 議員に分配 西村氏証言

目的外使用を明言

自民党名古屋市議団に支給された政務調査費の「共通経費」分について目的外使用の疑いがあると、名古屋市民オンブズマンが住民訴訟を起こしていた件で、元市議団長の西村建二氏が06/7/13に証言に立ち、「政務調査費の一部をプールし、選挙前に各議員に分配していた」と発言しました。市議自ら具体的な「目的外使用」に言及するのは全国初です。

預かり金の作り方

西村氏は、議員1人当たり月55万円、会派人数分合計した金額をまとめて会派に支給される政務調査費のうち、月50万円分を各議員に配るシステムだったと証言しました。その際、各議員は月50万円以上の領収書を市議団に提出するようにいわれており、領収書と配分金額との差額が発生するといひます。その差額を「預かり金」と呼んでいたと発言しました。

＜例 議員が53万円の領収書を市議団に提出した場合＞
53万 政務調査費 → 50万各議員へ配分
領収書 → 3万「預かり金」として会派保管
★2万は共通政務調査費として会派使用

「預かり金」の他に、市議団として活動する為のコピー機代、コピー代などは「共通政務調査費」として使用していたとのことです。

預かり金を選挙時分配

預かり金各議員から余分に提出された領収書で構成される「預かり金」は、毎年300万円～600万円ほどあり、それらを代々の団長が引き継ぎ、統一地方選挙時に各議員に約50万円を配分していたと証言しました。

7年で3600万円

西村市議が市議団を名誉毀損で訴えている訴訟で、「預かり金」の歴代の額を陳述書に記載しており、それによれば1997年から2003年までで約3600万円にも上ります。裁判長から、2002年からは市への返還金が発生している件について問われた西村氏は、「それは本来は返還しなくてもよい(領収書はある)が、市民からの訴訟が相次いだので、預かり金の中から「金額は団長一任」で一部を市に返還した」と証言しました。

領収書さえあればOK?

04年度に西村氏が市議団に提出した250万円分の日付も名目も書いてない不明朗な7枚の領収書について尋ねられた西村氏は、「団の共通政務調査費として各議員が支出したが、各議員がどうしても領収書を提出してくれなかったので、私が別件で支出した共通政務調査費の領収書で請求しようとした」と釈明。しかし、「その調査はいつ、どこへ、どなたと行ったのか」と追及すると、「説明は難しい」と答えました。

西村氏が会派の口座から「預かり金」分を引き出し、自宅に保管していた件について自民党市議団側弁護士から質問された西村氏は、「どこで保管しろという協

議はなかった。他の共通経費と一緒にしていたのを区別するため」という説明に終始しました。

領収書全面公開を

尋問後、名古屋市民オンブズマンの新海聡弁護士は記者会見をし、「西村氏はプール金が政治資金に流用されていたことをはっきり認めており、政務調査費のずさんな処理が明らかになった。市議団側、西村氏側も預かり金分の領収書があることでマネーロンダリングは完成したと認識しているようだが、これでは不正流用だ。領収書さえあれば何でもできてしまう。領収書と市に提出される収支報告書が一致せず、収支報告書自体がでたらめである疑いがきわめて濃厚になった。札幌高裁、名古屋高裁の判決にあるように、使途に濃厚な疑惑があるときの主張立証責任は各会派側にある。そもそも、領収書が市民に公開されていないことで全体が疑わしいようになっている。判決の結果にかかわらず、プールしてきた預かり金については市に返還してもらいたいし、領収書を公開するような条例改正が必要だ」と述べました。

今回の尋問は、100席ある傍聴席が満席となるほど多くの市民の関心を呼びました。市への返還額の「団長一任」との西村氏の言に「ふざけるな」とのヤジも飛び、裁判官らも苦笑していました。

次回期日9/13(水)

次回期日は06/9/13(水)午前10時30分から、名古屋地裁で行います。(内田隆)

名古屋市「外郭団体経営評価委員会」を公開せよ

「週2出勤で常勤」は定義の自己矛盾

元市議が外郭団体の監事に「天下り」して、週2日勤務で常勤として月34.5万の収入を得ている件について、06/5/30づけで名古屋市に対して質問をした件について、名古屋市から「定例的な出勤日を決めているが、必要であればいつでも出勤できる体制をとっているので常勤とし、規程により報酬額を定めている」との回答が06/6/14づけで来ました。「定義が自己矛盾を起こしている」として、住民監査請求を早急に検討することになりました。

見かけ倒しの外郭団体経営評価委員会

一方、名古屋市が平成18年度から新たに導入した、第三者委員からなる「名古屋市外郭団体経営

評価委員会」の第1回会議を06/5/31に傍聴しました。名古屋市民オンブズマンは、これまで外郭団体が名古屋市財政を圧迫する真の原因であり、早急に全面的見直しが必要と訴えてきており、天下り問題を経営評価委員会で議論するかどうかは関心の的でした。しかし、当日はほとんど原稿を読み上げるだけ、今後の方法を事務的に話すだけの「会議」でした。

議論を市民に公開せず

さらに、次回以降は「外郭団体内部の情報を話し合うので、非公開」といきなり決められてしまいました。

ある委員は、「日頃から問題があるとされている団体について情報を集め、財務も含めて検討すべき。そうでなければ、市民の意見と乖離したものになってしまう」と発言しており、今後もずっと

傍聴をし、建設的な意見を言おうとしていた矢先に、情報のシャットアウトをされました。

5月30日にオンブズマンより提出した要望書については、委員会終了直後に市職員より、「市民団体から要望書が出ております。要望書とともに提出された資料については事務局で保管しておりますので、必要な方は事務局にお越し下さい。」と報告するとともに、要望書が配布されただけでした。

全面公開の申し入れ

情報が市民に公開されないままでは、本当の意味での見直しが進むとは思えない為、2006年7月6日付で公開を求める申し入れを行いました。都合の悪い情報はなるべく市民に公開しないという名古屋市の悪い体質がここでも明らかになりました。（内田隆）

名古屋市塩漬け土地情報非公開で異議申立+申し入れ

名古屋市民オンブズマンは、塩漬け公園用地の見直しが行われている「緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会」に関心を持ってきましたが、同部会は傍聴が不可能で、配付資料も肝心の所が非公開となっており、市民不在のなか「見直し」が進められていることが判明しました。

情報が市民に公開されないままでは、本当の意味での見直しが進むとは思えない為、2006年6月26日付で以下の2点を行いました。

・市長に対し、「緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会」の公開を求める申入書提出

（担当:緑政土木局緑地部緑地施設課）

・「緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会」議事録の一部非公開処分に対する異議申立

（担当:市民経済局市政情報課）

2006年6月26日

名古屋市長 松原 武久 殿

次回「緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会」の会議の公開を求める申入書

私たちは、税金の無駄遣いを追及している市民団体です。

これまで、名古屋市の財政を脅かす名古屋市土地開発公社の「塩漬け土地」問題に関心をもって参りました。特に塩漬け土地117.6ヘクタール・積上価格1607億円のうち、面積で32.1%(37.7ヘクタール)、積上価格で25.9%(415.6億円)を占めている、緑政土木局の保有する公園等用地について、早急な対応を求めてきたところです。

名古屋市は2005年12月8日から、4回にわたって「緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会」において、長期未整備公園緑地の現状と課題、今後のあり方について議論してきたと聞いており

ます。しかしながら、同部会は「非公開情報が含まれるとともに行政における内部的な検討事項について審議する」ため、非公開となっております。

同部会の議事録を情報公開請求してみましたが、肝心の所は黒塗りで、これではきちんとした事業見直しができているのかはなはだ疑問です。また、市民に情報が開示されていない現在の状況は、「緑の審議会」設置根拠となった「緑のまちづくり条例」第7条2項「市長は、緑の基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、第40条に規定する名古屋市緑の審議会の意見を聴かなければならない。」に反しているといわざるを得ません。

よって、次回7月6日に行われる同部会を公開することを求めます。

（内田隆）

オンブズマン&タイアップ総会

名古屋市民オンブズマンと同タイアップグループの本年度総会は7月8日名古屋市内で開催、決算報告と規約変更が行われた。

まず、名古屋市民オンブズマン・タイアップグループの2005年度決算(右記)が報告・承認され、続いて名古屋市民オンブズマンの決算も報告・承認された。今年度は、会費を支払っていただいた会員が多く、黒字決算となったが、タイアップ本来の目的であった「オンブズマンへの資金援助」にはほど遠い。今後も会員獲得などに努力していきたい

続いて、会則変更を行った。タイアップグループの事務局をこれまで滝田弁護士事務所においていたのだが、滝田弁護士が本年弁護士会副会長になったこと、さらに事務局として内田氏が弁護士法人リブレに常駐していることから、弁護士法人リブレに事務局を置くことにした。

また、オンブズマンの会則も変更し、「会計」を削除し、事務局次長のポストを新設した。事務局長には滝田誠一弁護士、事務局次長には内田隆氏が新たに就任した(代表 佐久間信司弁護士は留任)。

タイアップグループ会則(変更後)

6 事務局 弁護士法人リブレに事務局を置く。(〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41 liv.ビル6階 弁護士法人リブレ)

名古屋市民オンブズマン会則(変更後)

第9条 1 当会に次の役員を置く。
①代表②事務局長③事務局次長
2 事務局長は会計業務及び事務を統括する
3 事務局次長は事務局長を補佐する
4 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

愛知県内全市に口利き記録の有無調査

名古屋市民オンブズマンは、愛知県内各市に対し、口利き記録制度の有無と、今後制度を作るつもりかどうかのアンケート調査を2006/7/4づけで発送しました。8月中旬には回答をまとめて発表する予定です。

2006年7月 4日
担当 新海 聡・内田 隆
愛知県内各市長 殿

口利き記録制度に関するご質問

私たちは、税金の無駄遣いを追及している市民団体です。

これまで、名古屋市民オンブズマンは、議員による行政への不当な圧力を防止する一つの手段として、議員からのすべての口利きを記録し、市民のチェックができる

ような体制を作るよう求めてきました。

今回、愛知県議によるリフォーム会社(株)日本メンテナンスに関する口利きがあったことが新聞記事で判明しました。新聞記事を受け、名古屋市民オンブズマンは愛知県内の全市町村に対し、・議員からの口利き記録の分かるもの・自治体が出した感謝状を情報公開請求しましたが、議員からの口利きについては、一部自治体しか記録されておりませんでした。これでは、議員の口利きの当不当は別にしても、口利きがあったかどうかさえ市民には分かりません。貴自治体の、現段階での議員口利き記録制度の有無と、今後議員口利き記録制度を作成するつもりかどうかを7/14までにFAX(052-953-8050)でお答え

タイアップグループ年間収支報告書

05/7/1-06/6/30

・本来活動の部			
運営収入の部]			
会	費	84人	706,000
	寄	付	金
			7,760
	資	料	売
			上
			0
	受	取	利
			息
			39
	コ	ピ	ー
			代
			0
	不	明	入
			金
			11,880
			0
			返
			金
			0
運営収入の部合計			725,679
運営費用の部]			
事務消耗品		50,653	
	調	査	費
			73,638
	ニ	ュ	ー
			ス
			発
			行
			費
			163,388
	ネ	ッ	ト
			広
			報
			費
			63,684
	情	報	公
			開
			請
			求
			費
			171,600
	新	聞	代
			43,275
	送	金	手
			数
			料
			140
運営費用の部合計			566,378
本来活動による当期運営収支差額			159,301
当期運営収支差額			159,301
	期	首	純
			資
			産
			1,151,362
	期	末	純
			資
			産
			1,310,663

頂きたいと思います。ご協力を何卒よろしくお願い致します。

口利き記録制度調査

自治体名 担当者

どちらかに○をおつけ下さい。
1. 貴自治体には議員からの口利き記録制度(条例・要綱等)がありますか。

・ある (条例・要綱・その他) →条文を情報提供頂きたい
・ない

2. ないとお答え頂いた場合、今後口利き記録制度を作るつもりはありますか。

・ある (いつ頃までに)
・ない

ありがとうございました。